図表1 仕組債の概要

株価連動債

当初価格

ノックイ: 価格

EB債

当初価格

ノックイ:

価格

指定銘柄の株価

日経平均株価

最終判定日

最終判定日

題視された背景、本件を契機として金融機関が取り組むべきことを解説する。金融行政方針で指摘されて以来、一気に鳴りを潜めた仕組債。販売の実態と、 問



持続経営の可能性が問われている 仕組債の概要と金融庁指摘の背景 テ ル分野でビジネスモデ

Part

組債」が、 で販売実態を問題視している なっている。 022事務年度金融行政方針 金 31日に金融庁が公表した2 たり販売してきた「仕 融機関がここ数年にわ 相次ぎ販売停止と 事の発端は、 8

> その後、 大手地方銀行が販売を自粛す

性そのものが否定されている

ことが明らかになったこと。 るようになった。 すぐにメガバンクや

指数連動型やEB債主なタイプは

仕組債は大まかにいえば、

本誌編集部

姿勢を整理していく。

のではなく、 この問題は、 金融機関の販売 仕組債の商品

> 姿勢やその根幹にある経営方 て金融機関に求められている くとともに、本件を契機とし 仕組債の基本的な概要を紐解 針が問われているということ 品だ。元々はプロ向けの商品 の一環で販売するようになっ 金庫などが金融商品仲介業務 で、次第に銀行や一部の信用 期待できる設計とした金融商

に注意が必要だ。以下では、

(図表1)。 数連動型)と、②他社株転換 ①株価や為替などのあらかじ 債と呼ばれるタイプがある て利回りが変わるタイプ(指 め指定した指標の変化によっ 仕組債は大きく分けると、

①指数連動型は、 例えば

を加えることで高い利回りを リバティブ(金融派生商品) 国債や社債といった債券にデ

られた。 呼ばれる日経平均株価連動型 通貨にはトルコリラなどがみ 還時に元本割れとなる可能性 同様の仕組みで、指標とする がある。為替連動型の場合も クイン価格)を下回ると、償 が当初定められた水準(ノッ の仕組債なら、 「日経平均リンク債」などと 日経平均株価

販売するものの、 れる。契約当初は債券として 株転換債は、EB債とも呼ば の株価が当初定められた水準 もう1つのタイプの②他社 特定の銘柄

> 交付される可能性があるとい 株式や投資信託などの現物が と、償還時に、現金ではなく る可能性がある現物のリスク うもの。お客様は、交付され (ノックイン価格)を下回る も認識する必要がある。

組みが複雑だ。 だけリスクもある。 を期待できるものの、その分 の債券などよりも高い利回り このように、仕組債は通常 何より仕

がなぜ問題視されたのか。 それでは、金融機関の販売 金融庁によれば、 金融機関

> 庁は「販売プロセスそのもの が噴出している実態に、金融 るようだ。 組みは説明しており、 い。当然ながら、 それでもお客様からの不満

であるために債券と誤解して いう。「仕組債」という名称 といった声が相次いでいると った」「銀行にだまされた」 らは「多額の損失が出てしま か」と問題視した。 が実際は形式的なのではない いて、元本割れしたことに驚 仕組債を購入したお客様か

姿勢が焦点となる。

のような流れで仕組債を勧め 銀行から融資を受ける条件か ある中国地方の中小企業は、 質と考えられる事例もある 編集部で取材した中には悪 を確認したうえで販売してい る理解度といった必要な項目 のリスク許容度や商品に対す な法令違反を確認した例はな の販売プロセスにおいて明確 仕組債の仕 お客様

有しているという。 半値以下の含み損を抱えて保 万円分を購入したが、元本の られたので会社の資金で数千

「コンダクトリスク」金融庁が問題視する

任という側面はあるし、 庁も、仕組債を売るなと言っ もちろん、お客様の自己責 金融

売り手である金融機関の販売 は考えにくい。それだけに、 資家が自分から情報をつかん ているわけではない。 で積極的に購入を希望すると ただ、仕組債は、一般の投

明らかに仕組債の販売構成比 子会社を持つ地銀は23%と、 銀は4%、それに比べて証券 売構成比の傾向を取り上げ 融行政方針のコラムの中で販 た。証券子会社を持たない地 この観点から金融庁も、 金

(出所)編集部作成。それぞれ大幅に簡略化

く人も少なくないようだ。

金融庁が問うているのは

(図表2)。